

振替有価証券管理約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 30 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p>	<p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 30 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、<u>株式分配</u>、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>(平成 30 年 1 月 4 日改正)</p>